

「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」(平成 18 年 2 月 1 日 17 消安第 10801 号消費・安全局長通達) 一部改正新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
1 地域 告示 1 の指定生産地域は、次の地域である。 また、日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場及び集荷こん包施設はアメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式 1 及び 2 により植物防疫官あてに通知されるものとされた。 アリゾナ州、ウィスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、テキサス州、ニューメキシコ州、<u>ネバダ州</u>、ノースダコタ州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州、<u>メイン州</u>、<u>モンタナ州</u>、ワシントン州 2～13 (略)	1 地域 告示 1 の指定生産地域は、次の地域である。 また、日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場及び集荷こん包施設はアメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式 1 及び 2 により植物防疫官あてに通知されるものとされた。 アリゾナ州、ウィスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、テキサス州、ニューメキシコ州、ノースダコタ州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州、<u>メイン州</u>、<u>ワシントン州</u> 2～13 (略)